

令和4年の犯罪情勢

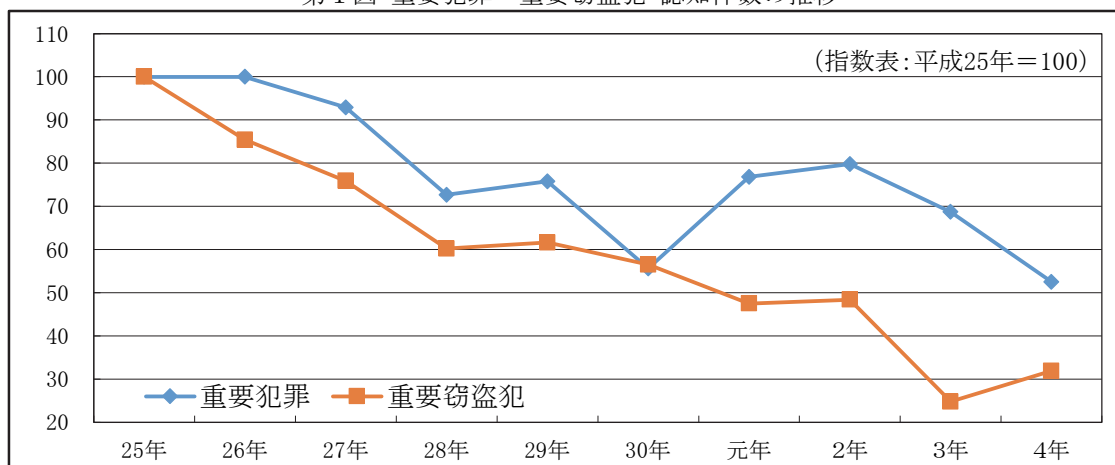
犯 罪 の 概 況

第1 刑法犯

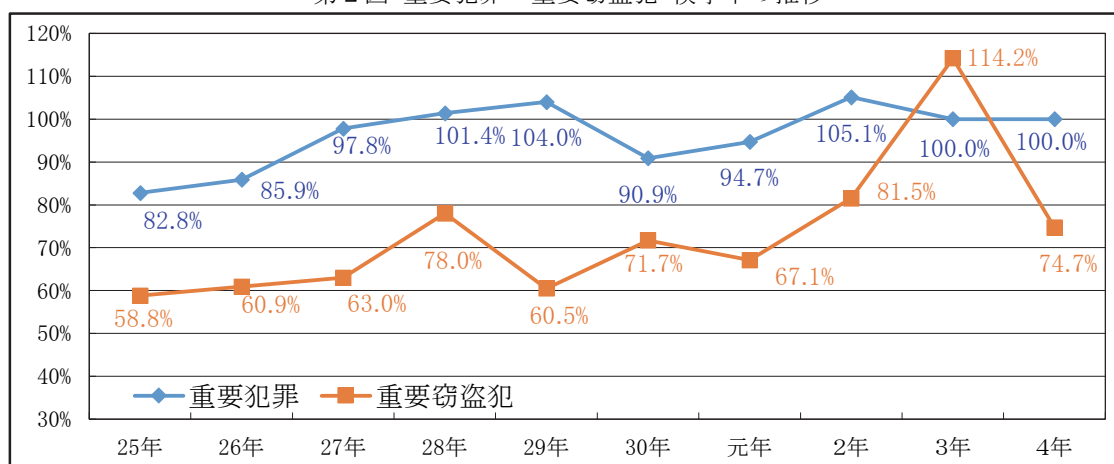
1 重要犯罪・重要窃盗犯

県民がより強く不安を感じる犯罪として掲げる重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等の凶悪犯に略取誘拐・人身売買、強制わいせつを加えたものをいう。以下同じ。)及び重要窃盗犯(侵入盗に自動車盗、ひったくり、すりを加えたものをいう。以下同じ。)の令和4年中における状況は次のとおりである。

第1図 重要犯罪・重要窃盗犯 認知件数の推移



第2図 重要犯罪・重要窃盗犯 検挙率の推移



過去10年間における認知件数の推移をみると、第1図のとおり、重要犯罪は平成25年以降減少傾向であったが、令和元年、2年と増加したが、令和3年以降減少傾向にある。重要窃盗犯については、平成25年以降減少傾向にあったが、令和4年は再び増加となった。

また、検挙率の推移は第2図のとおり、重要犯罪は平成27年以降は高水準を維持しており、重要窃盗犯についても増減はあるものの平成26年以降は、高い水準で推移している。

(1) 重要犯罪

令和4年中の重要犯罪の状況をみると、第1表及び第2表のとおり、認知件数は52件、検挙件数は52件、検挙人員は49人で、前年に比べ、認知件数は16件(23.5%)、検挙件数は16件(23.5%)、検挙人員は12人(19.7%)それぞれ減少している。また、検挙率は100.0%で前年と同率であった。

第1表 重要犯罪 認知件数 対前年比較

罪 種 別	令 和 4 年	令 和 3 年	増 減	
			件 数	%
総 数	52	68	△ 16	△ 23.5
殺 人	5	6	△ 1	△ 16.7
強 盗	5	3	2	66.7
放 火	7	10	△ 3	△ 30.0
強 制 性 交 等	9	16	△ 7	△ 43.8
略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買	3	4	△ 1	△ 25.0
強 制 わ い せ つ	23	29	△ 6	△ 20.7

第2表 重要犯罪 検挙状況 対前年比較

罪 種 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 4 年	令 和 3 年	増 減		令 和 4 年	令 和 3 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	52	68	△ 16	△ 23.5	49	61	△ 12	△ 19.7
殺 人	4	6	△ 2	△ 33.3	4	5	△ 1	△ 20.0
強 盗	5	3	2	66.7	7	4	3	75.0
放 火	7	10	△ 3	△ 30.0	5	6	△ 1	△ 16.7
強 制 性 交 等	9	17	△ 8	△ 47.1	12	13	△ 1	△ 7.7
略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買	2	4	△ 2	△ 50.0		6	△ 6	△ 100.0
強 制 わ い せ つ	25	28	△ 3	△ 10.7	21	27	△ 6	△ 22.2

認知件数を罪種別に前年と比較すると、殺人が1件(16.7%)、放火が3件(30.0%)、強制性交等が7件(43.8%)、略取誘拐・人身売買が1件(25.0%)及び強制わいせつが6件(20.7%)それぞれ減少し、強盗が2件(66.7%)増加した。

検挙件数は、強制性交等が大幅に減少し、検挙人員は、強盗が増加した。

【検挙事例】

さぬき市内における外国人技能実習生被害の殺人未遂事件(さぬき署)
 観音寺市村黒町におけるコンビニエンスストア被害の強盗事件(観音寺署)
 丸亀市内における強制性交等事件(丸亀署)

(2) 重要窃盗犯

令和4年中の重要窃盗犯の状況をみると、第3表及び第4表のとおり、認知件数は 253件、検挙件数は 189件、検挙人員は 51人で、前年に比べ認知件数は 56件(28.4%)及び検挙人員は 4人(8.5%)それぞれ増加し、検挙件数は 36件(16.0%)減少した。検挙率は 74.7%で前年に比べ 39.5ポイント下降している。

第3表 重要窃盗犯 認知件数 対前年比較

手 口 別	令 和 4 年	令 和 3 年	増 減	
			件 数	%
総 数	253	197	56	28.4
侵 入 盗	239	183	56	30.6
住宅対象	89	69	20	29.0
住宅対象以外	150	114	36	31.6
自 動 車 盗	9	7	2	28.6
ひ っ た く り	2		2	
す り	3	7	△ 4	△ 57.1

第4表 重要窃盗犯 検挙状況 対前年比較

手 口 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 4 年	平 成 3 年	増 減		令 和 4 年	平 成 3 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	189	225	△ 36	△ 16.0	51	47	4	8.5
侵 入 盗	177	207	△ 30	△ 14.5	43	42	1	2.4
住宅対象	51	65	△ 14	△ 21.5	15	13	2	15.4
住宅対象以外	126	142	△ 16	△ 11.3	28	29	△ 1	△ 3.4
自 動 車 盗	8	7	1	14.3	5	4	1	25.0
ひ っ た く り	1		1		1		1	
す り	3	11	△ 8	△ 72.7	2	1	1	100.0

認知件数を罪種別に前年と比較すると、住宅対象の侵入盗が 20件(29.0%)、住宅対象以外の侵入盗が 36件(31.6%)、自動車盗が 2件(28.6%)及びひったくりが 2件(100.0%)それぞれ増加し、すりが 4件(57.1%)減少した。

検挙件数は、自動車盗及びひったくりが増加した。検挙人員は、住宅対象の侵入盗、ひったくり及びすりが増加した。

【検挙事例】

窃盗常習者等による住宅を対象とした連続侵入窃盗事件（さぬき署）
高松市以西における出店、事務所対象の連続侵入窃盗事件（坂出署）
窃盗常習者による出店対象の連続侵入窃盗事件（高松北署）

なお、重要犯罪及び重要窃盗犯の各罪種・手口別の推移については、以下の包括罪種別の項を参照されたい。

2 全刑法犯

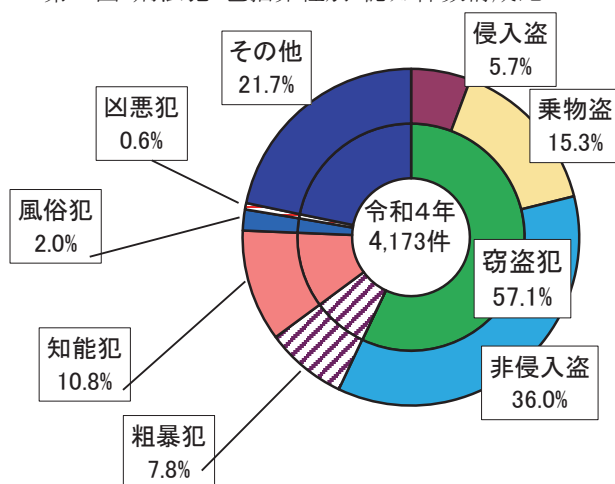
令和4年中の全刑法犯の状況をみると、認知件数は4,173件、検挙件数は2,271件、検挙人員は1,435人で、前年に比べ、認知件数は372件(9.8%)増加し、検挙件数は119件(5.0%)及び検挙人員は84人(5.5%)それぞれ減少している。また、検挙率は54.4%で前年に比べ8.5ポイント下降している。

(1) 発生(認知)状況

令和4年中に発生を認知した刑法犯の件数は4,173件であった。これを包括罪種別にみると、第3図及び第5表のとおりで、窃盗犯が2,381件で全体の57.1%を占めて最も多く、次いで知能犯449件(10.8%)、粗暴犯326件(7.8%)、風俗犯84件(2.0%)、凶悪犯26件(0.6%)の順となっている。

包括罪種別に前年と比較すると、知能犯は146件(48.2%)、風俗犯は20件(31.3%)及び窃盗犯は114件(5.0%)それぞれ増加し、粗暴犯は45件(12.1%)、凶悪犯は9件(25.7%)それぞれ減少している。

第3図 刑法犯 包括罪種別 認知件数構成比



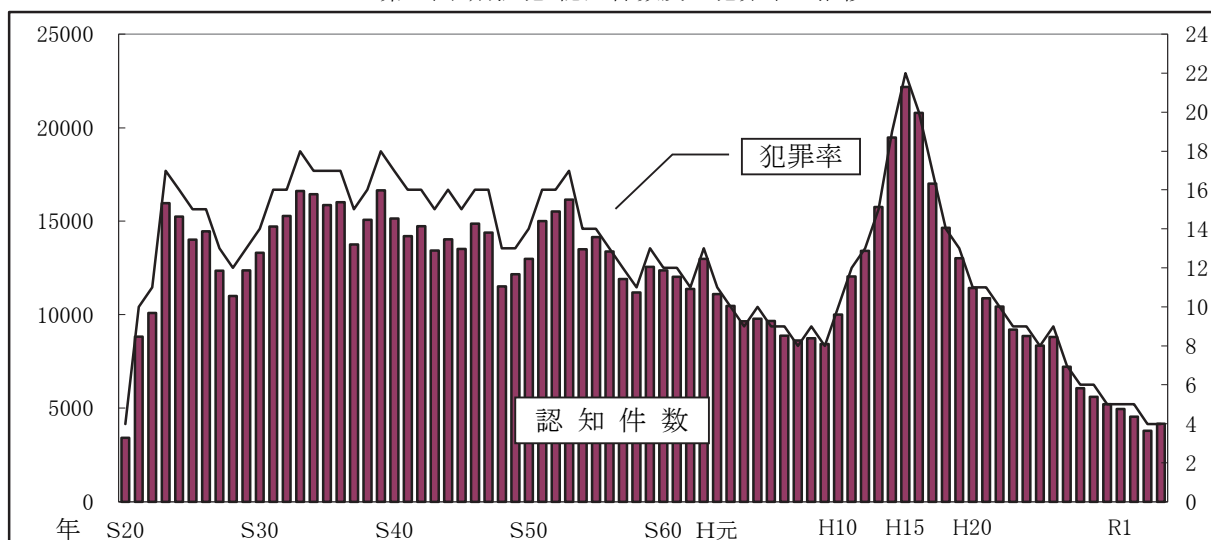
上記に掲げる包括罪種以外の「その他の刑法犯」については、認知件数907件で、全体の21.7%を占めており、前年に比べ146件(19.2%)増加している。

第5表 刑法犯 認知件数 対前年比較

罪種別	令和4年	令和3年	増減	
			件数	%
総数	4,173	3,801	372	9.8
凶悪犯	26	35	△9	△25.7
粗暴犯	326	371	△45	△12.1
窃盗犯	2,381	2,267	114	5.0
侵入盗	239	183	56	30.6
乗り物盗	640	658	△18	△2.7
非侵入盗	1,502	1,426	76	5.3
知能犯	449	303	146	48.2
風俗犯	84	64	20	31.3
その他の刑法犯	907	761	146	19.2

刑法犯の認知件数及び人口千人当たりの犯罪率の推移は、第4図のとおりである。

第4図 刑法犯 認知件数及び犯罪率の推移



認知件数は、昭和21年以降急激に増加し、昭和23年には1万5,953件に達したが、以後、社会秩序の安定と経済状態の回復に伴い、増減を繰り返しながら徐々に減少し、昭和28年には1万1,001件と大幅な減少を示した。しかし、その後は再び増加傾向に転じ、昭和33年には人口の都市化現象に伴う犯罪監視機能の低下や少年非行の増加により1万6,000件を突破し、昭和37年に若干の減少をみせたものの、昭和39年には1万6,641件に達した。

その後、多少の起伏はあるものの減少の傾向にあり、平成3年には1万件を割り、平成9年には戦後で最も少ない認知件数となった。ところが、それを底に、平成10年には8年ぶりに1万件を突破するなど再び増加に転じ、年々大幅に増加して、平成15年には昭和39年を上回り、戦後最多を記録した。しかし、平成16年以降は年々減少の傾向にあり、令和3年は戦後最少を記録したが、令和4年は再び増加した。

また、犯罪率(人口千人当たりの認知件数)をみると、昭和25年から低下の傾向にあったものが、30年代に入って上昇に転じ、昭和39年には18.1と戦後の最高を記録した。これをピークとしてその後は多少の起伏はあるものの徐々に低下し、平成9年には8.2と戦後の最低を記録したが、認知件数の増加に伴い、平成10年以降年々上昇し、平成15年には前年より2.6ポイント上昇して21.5となり、戦後最高を更新した。しかし、平成16年以降は認知件数の減少に伴い、犯罪率も低下傾向にある。

(2) 罪種別にみた発生(認知)状況

刑法犯の包括罪種別発生(認知)状況は、次のとおりである。

ア 凶悪犯

重要犯罪の中心である凶悪犯の令和4年中の認知件数は第6表のとおり26件で、前年に比べ9件(25.7%)減少した。

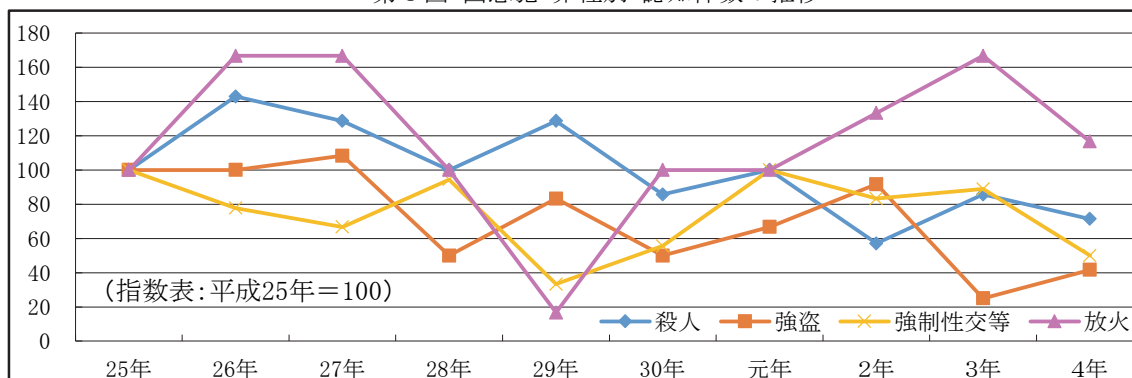
罪種別では、強盗が2件(66.7%)増加し、殺人が1件(16.7%)、放火が3件(30.0%)及び強制性交等が7件(43.8%)それぞれ減少した。

第6表 凶悪犯 認知件数 対前年比較

罪種別	令和4年	令和3年	増減	
			件数	%
総数	26	35	△9	△25.7
殺人	5	6	△1	△16.7
強盗	5	3	2	66.7
放火	7	10	△3	△30.0
強制性交等	9	16	△7	△43.8

過去10年間の罪種別の認知件数の推移は、第5図のとおりである。

第5図 凶悪犯 罪種別 認知件数の推移



【検挙事例】

- 小豆郡小豆島町における実子被害の殺人未遂事件（小豆署）
- 東かがわ市内における強盗致傷事件（東かがわ署）
- 坂出市青海町における現住建造物等放火事件（坂出署）

イ 粗暴犯

令和4年中の粗暴犯の認知件数は第7表のとおり 326件で、前年に比べ 45件(12.1%)減少した。

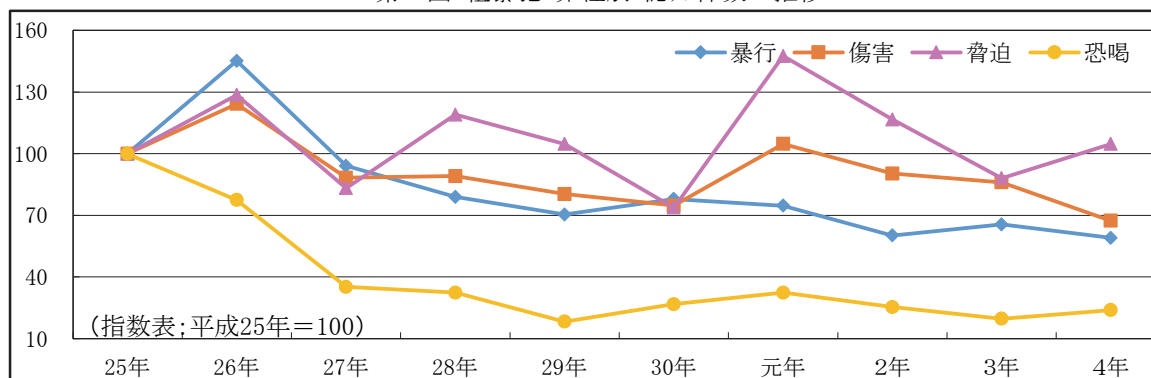
罪種別では、脅迫が 7件(18.9%)、恐喝が 3件(21.4%)それぞれ増加し、暴行が 12件(9.8%)、傷害が 43件(21.7%)それぞれ減少した。

過去10年間の罪種別認知件数の推移は第6図のとおりである。

第7表 粗暴犯 認知件数 対前年比較

罪種別	令和4年	令和3年	増減	
			件数	%
総数	326	371	△ 45	△ 12.1
凶器準備集合				
暴行	110	122	△ 12	△ 9.8
傷害	155	198	△ 43	△ 21.7
脅迫	44	37	7	18.9
恐喝	17	14	3	21.4

第6図 粗暴犯 罪種別 認知件数の推移



【検挙事例】

高松市東植田町における傷害事件（高松東署）
 三豊市内における男児被害の傷害事件（三豊署）
 高松市内における恐喝事件（高松東署）

ウ 窃盗犯

令和4年中の窃盗犯の認知件数は第8表のとおり 2,381件で、前年に比べ 114件(5.0%)増加し、刑法犯全体に占める構成比は 57.1%(前年は 59.6%)である。

手口を侵入盗、乗り物盗、非侵入盗に分けてみると、以下のとおりである。

第8表 窃盗犯 認知件数 対前年比較

手 口 別	令 和 4 年	令 和 3 年	増 減	
			件 数	%
総 数	2,381	2,267	114	5.0
侵 入 盗	239	183	56	30.6
空 き 巣	45	44	1	2.3
忍 込 み	34	20	14	70.0
居 空 き	10	5	5	100.0
事 務 所 荒 し	23	15	8	53.3
出 店 荒 し	21	22	△ 1	△ 4.5
倉 庫 荒 し	31	22	9	40.9
そ の 他	75	55	20	36.4
乗 り 物 盗	640	658	△ 18	△ 2.7
自 動 車 盗	9	7	2	28.6
オ ー ト バ イ 盗	25	38	△ 13	△ 34.2
自 転 車 盗	606	613	△ 7	△ 1.1
非 侵 入 盗	1,502	1,426	76	5.3
置 引 き	17	13	4	30.8
車 上 ね ら い	153	95	58	61.1
部 品 ね ら い	32	64	△ 32	△ 50.0
色 情 ね ら い	64	98	△ 34	△ 34.7
万 引 き	613	638	△ 25	△ 3.9
職 場 ね ら い	78	56	22	39.3
さ い 銭 ね ら い	39	28	11	39.3
そ の 他	506	434	72	16.6

(ア) 侵入盗

重要窃盗犯の中心である侵入盗の認知件数は 239件で、前年に比べ 56件(30.6%)増加した。

a 住宅対象(空き巣、忍込み、居空きの3手口をいう。)

住宅対象の手口の認知件数は 89件で、前年に比べ 20件(29.0%)増加している。手口別では、空き巣が 1件(2.3%)、忍込みが 14件(70.0%)、居空きは 5件(100.0%)それぞれ増加した。

b 住宅対象以外

住宅対象以外の手口の認知件数は 150件で、前年に比べ 36件(31.6%)増加した。手口別では、金庫破りが 4件(400.0%)、旅館荒し 1件(前年計上なし)、事務所荒し 8件(53.3%)、工場荒し 6件(300.0%)、更衣室荒し 3件(100.0%)及び倉庫荒しが 9件(40.9%)増加し、病院荒しが前年同数、ATM破りが 1件(100.0%)及び出店荒しが 1件(4.5%)減少した。

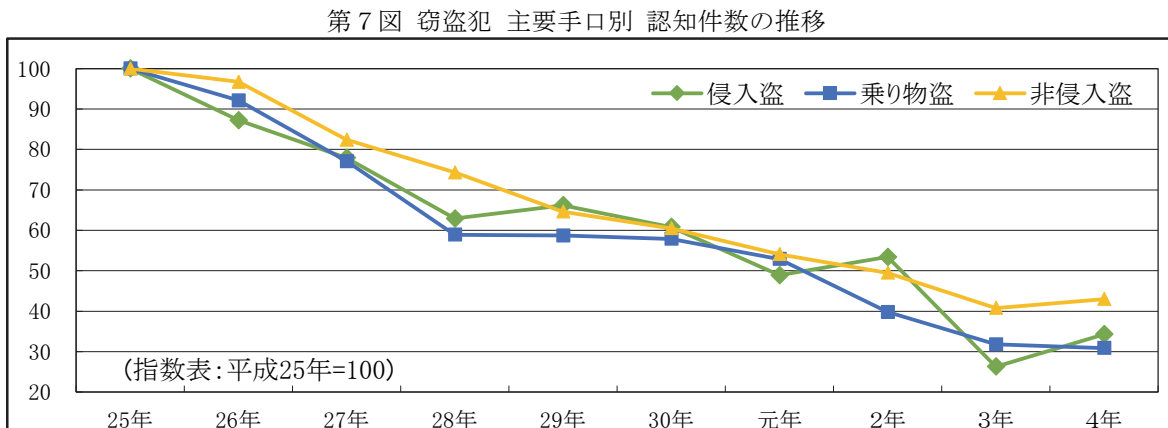
(イ) 乗り物盗(「乗り物盗その他」の手口を除く。)

乗り物盗の認知件数は640件で、前年に比べ18件(2.7%)減少した。手口別では、自動車盗は2件(28.6%)増加し、オートバイ盗は13件(34.2%)及び自転車盗が7件(1.1%)減少した。

(ウ) 非侵入盗

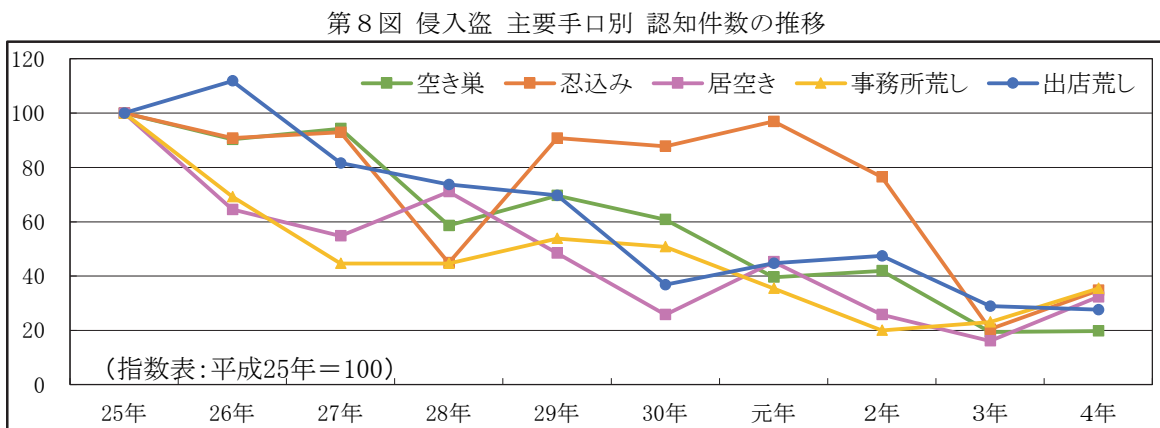
非侵入盗の認知件数は1,502件で、前年に比べ76件(5.3%)増加した。主な手口別では、車上ねらいが58件(61.1%)、職場ねらいが22件(39.3%)、さい銭ねらいが11件(39.3%)及び置き引きが4件(30.8%)それぞれ増加し、色情ねらいが34件(34.7%)、部品ねらいが32件(50.0%)及び万引きが25件(3.9%)それぞれ減少した。その他の手口では、職権盗が2件(200.0%)、訪問盗が2件(40.0%)、脱衣場ねらいが5件(250.0%)及び工事場ねらいが14件(66.7%)それぞれ増加し、買い物盗が3件(100.0%)、払出盗が3件(13.0%)、室内ねらいが1件(33.3%)及び自動販売機ねらいが5件(71.4%)それぞれ減少した。

過去10年間における主要手口別認知件数の推移は、第7図のとおりである。



侵入盗は平成25年以降、増減はあるものの減少傾向で、令和4年は前年より増加した。乗り物盗及び非侵入盗についてはいずれも、平成25年以降減少傾向にある。

過去10年間における侵入盗の主な手口別の推移は、第8図のとおりである。



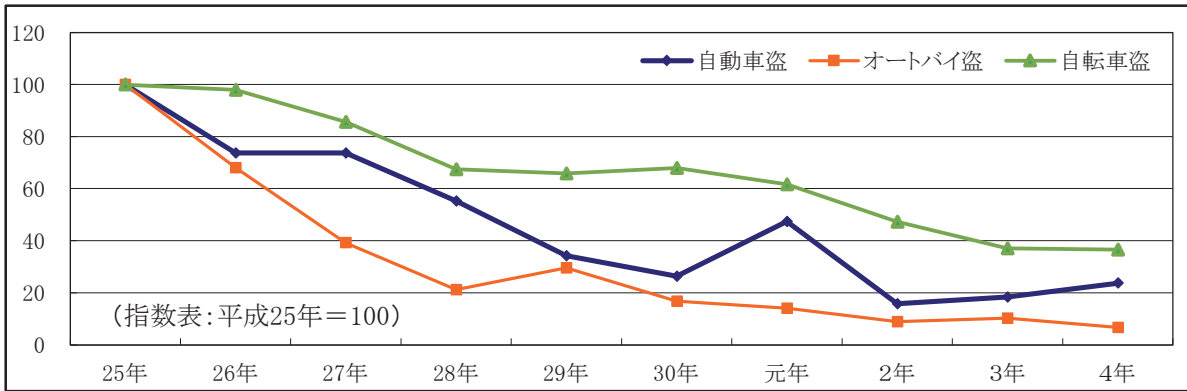
令和4年の傾向として、住宅対象である空き巣、忍込み及び居空きのすべてで増加した。

一方、住宅対象以外のうち、事務所荒しについては令和3年から増加傾向となり、出店荒しについては減少傾向にある。

過去10年間の乗り物盗の推移は、第9図のとおりである。

各手口ともに、多少の起伏はあるものの、年々減少傾向にある。

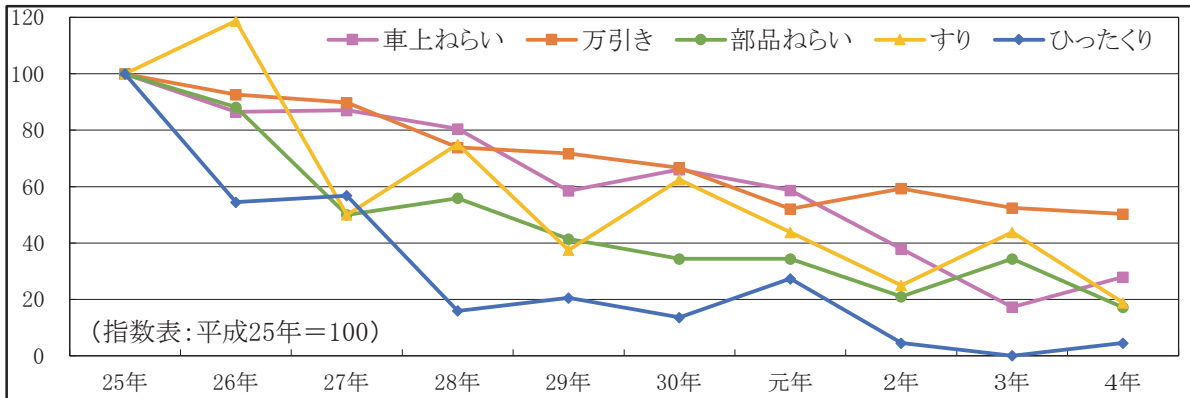
第9図 乗り物盗 手口別 認知件数の推移



過去10年間の非侵入盗の推移は、第10図のとおりである。

非侵入窃盗の各手口については平成25年以降増減はあるものの、いずれも減少傾向であったが、令和4年は車上ねらい及びひったくりは前年より増加し、万引き、部品ねらい及びすりは前年より減少した。

第10図 非侵入盗 主要手口別 認知件数の推移



【検挙事例】

中・西讃における連続車上ねらい窃盗事件（高松西署）
高松市内等における連続非侵入窃盗事件（高松南署）

エ 知能犯

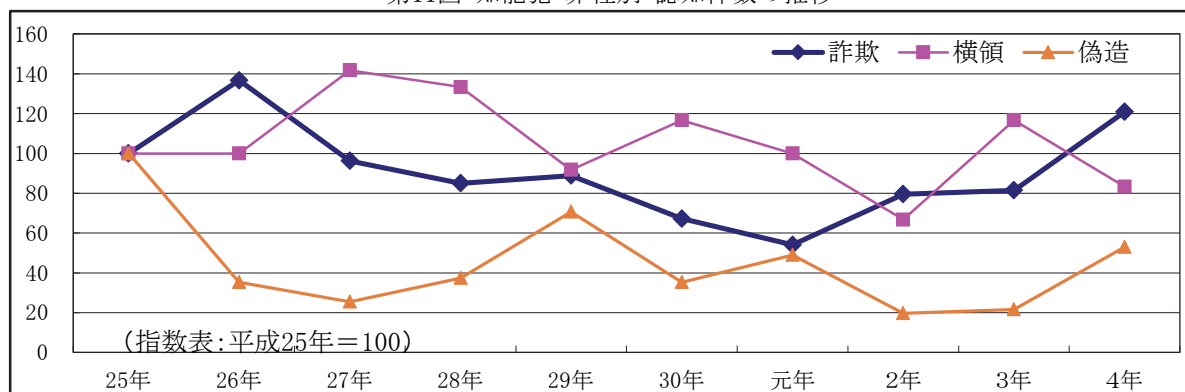
令和4年中の知能犯の認知件数は第9表のとおり 449件で、前年に比べ 146件(48.2%)増加している。罪種別では、横領が 4件(28.6%)減少し、詐欺が 134件(48.2%)、偽造が 16件(145.5%)それぞれ増加した。

第9表 知能犯 認知件数 対前年比較

罪 種 別	令 和 4 年	令 和 3 年	増 減	
			件 数	%
総 数	449	303	146	48.2
詐 欺	412	278	134	48.2
横 領	10	14	△ 4	△ 28.6
偽 造	27	11	16	145.5
汚 職				
あっせん利得処罰法				
背 任				

過去10年間の罪種別認知件数の推移は、第11図のとおりである。全ての罪種で増減を繰り返しているが、令和4年は詐欺及び偽造が前年より増加、横領が前年より減少した。

第11図 知能犯 罪種別 認知件数の推移



【検挙事例】

- 介護施設入居権名義貸しトラブル解決費用名目の架空料金請求詐欺事件（高松北署）
- 水産会社営業社員らによる多額業務上横領事件（丸亀署）
- 中国人詐欺グループによる電子マネーを不正利用した詐欺事件（高松南署・徳島県警合同）
- 元証券会社社員による詐欺事件（捜査第二課・琴平署）

オ 風俗犯

令和4年中の風俗犯の認知件数は第10表のとおり 84件で、前年に比べ 20件(31.3%)増加した。

罪種別では、賭博は 4件(100.0%)減少し、わいせつは 24件(40.0%)増加している。また、わいせつのうち、重要犯罪である強制わいせつは 6件(20.7%)、わいせつ物頒布等は 7件(63.6%)それぞれ減少し、公然わいせつは 37件(185.0%)増加した。

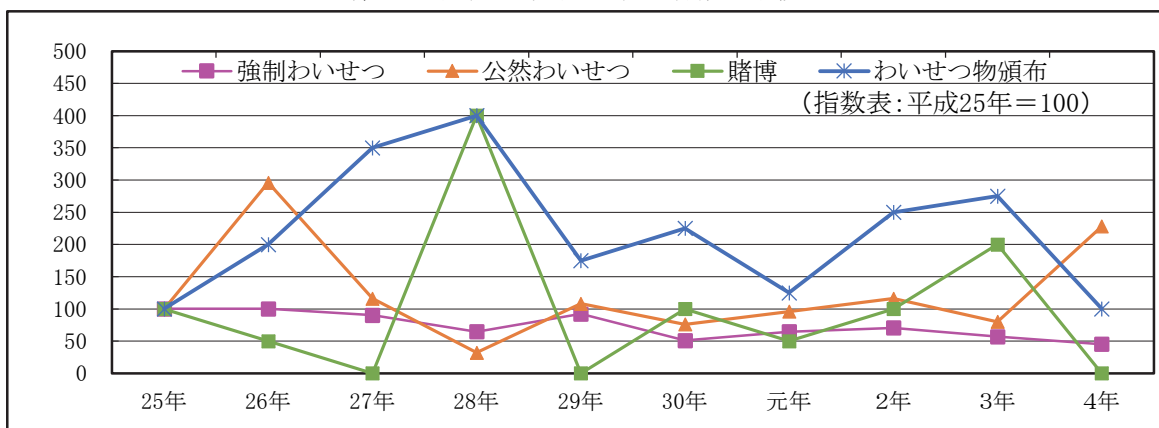
第10表 風俗犯 認知件数 対前年比較

罪種別	令和4年	令和3年	増減	
			件数	%
総数	84	64	20	31.3
賭博		4	△ 4	△ 100.0
わいせつ	84	60	24	40.0
強制わいせつ	23	29	△ 6	△ 20.7
公然わいせつ	57	20	37	185.0
わいせつ物頒布等	4	11	△ 7	△ 63.6

過去10年間の罪種別認知件数の推移は、第12図のとおりである。

賭博は、平成28年に大きく増加したが、それ以降は増減を繰り返し、令和2年から増加傾向にあったが令和4年は減少した。重要犯罪である強制わいせつ及び公然わいせつは、ゆるやかに増減を繰り返していたが、令和4年は強制わいせつは前年より減少し、公然わいせつは前年より大幅に増加した。また、わいせつ物頒布については、増減を繰り返していたが令和4年は前年より減少した。

第12図 風俗犯 罪種別 認知件数の推移



【検挙事例】

- 高松市内における女子高校生被害の強制わいせつ致傷事件（高松南署）
- 高松市内における通行中の女性被害の強制わいせつ事件（高松北署）
- 三豊市内のコンビニエンスストアにおける女性店員被害の強制わいせつ事件（三豊署）

カ その他の刑法犯

令和4年中の上記アからオに掲げる包括罪種以外の「その他の刑法犯」の認知件数は第11表のとおり 907件で、前年に比べ 146件(19.2%)増加した。

第11表 その他の刑法犯 認知件数 対前年比較

罪 種 別	令 和 4 年	令 和 3 年	増 減	
			件 数	%
総 数	907	761	146	19.2
占有離脱物横領	274	230	44	19.1
公務執行妨害	22	19	3	15.8
住居侵入	104	89	15	16.9
逮捕監禁	2	1	1	100.0
略取誘拐・人身売買	3	4	△ 1	△ 25.0
盗 品 等	6	3	3	100.0
器 物 損 壊 等	420	360	60	16.7
そ の 他	76	55	21	38.2

構成比を主な罪種別にみると、器物損壊等が 420件でその他の刑法犯全体の 46.3%を占めており、以下、占有離脱物横領 274件(30.2%)、住居侵入 104件(11.5%)等となっている。

【検挙事例】

- 女兒被害の未成年者誘拐事件（高松北署）
- 女兒被害の未成年者誘拐事件（高松西署）

(3) 全国からみた香川県の刑法犯発生(認知)状況

ア 刑法犯発生(認知)状況

令和4年中の全国の刑法犯認知件数は第12表のとおり 60万1,331件で、前年に比べ 3万3,227件(5.8%)増加している。

第12表 都道府県別 刑法犯 認知件数

順位	府県名	認知件数	順位	府県名	認知件数	順位	府県名	認知件数
1	東京	78,475	17	栃木	8,883	33	宮崎	3,645
2	大阪	68,807	18	岡山	8,007	34	青森	3,462
3	埼玉	41,983	19	三重	7,647	35	和歌山	3,438
4	愛知	41,248	20	新潟	7,433	36	長崎	3,244
5	神奈川	36,575	21	福島	6,913	37	山梨	2,890
6	兵庫	33,018	22	滋賀	6,830	38	山形	2,885
7	千葉	32,728	23	沖縄	6,776	39	佐賀	2,861
8	福岡	28,773	24	長野	6,635	40	大分	2,794
9	北海道	19,604	25	愛媛	5,970	41	高知	2,723
10	茨城	15,986	26	奈良	5,251	42	福井	2,664
11	静岡	14,269	27	鹿児島	5,113	43	岩手	2,655
12	広島	12,147	28	熊本	4,944	44	徳島	2,256
13	京都	10,578	29	香川	4,173	45	鳥取	2,017
14	群馬	10,159	30	富山	3,929	46	秋田	1,871
15	宮城	9,897	31	山口	3,845	47	島根	1,834
16	岐阜	9,654	32	石川	3,842	全国計		601,331

全国総数に占める香川県の割合は 0.69%で前年より 0.02ポイント上昇し、認知件数の都道府県順位は 29位である。

認知件数を都道府県別にみると、東京都が 7万8,475件(全国総数に占める割合は13.05%)で最も多く、次いで大阪府 6万8,807件(11.44%)、埼玉県 4万1,983件(6.98%)、愛知県 4万1,248件(6.86%)、神奈川県 3万6,575件(6.08%)の順となり、これに兵庫県 3万3,018件(5.49%)を加えると上位6都府県だけで、全国の約半数の件数となる。

一方、認知件数の少ない県をみると、島根県 1,834件(0.30%)で最も少なく、次いで秋田県 1,871件(0.31%)、鳥取県 2,017件(0.34%)、徳島県が 2,256件(0.38%)の順となっている。

四国では、愛媛県が 5,970件(0.99%全国25位)で最も多く、次いで、香川県 4,173件(0.69%全国29位)、高知県 2,723件(0.45%全国41位)、徳島県 2,256件(0.38%全国44位)の順となっている。

イ 犯罪率からみた発生(認知)状況

令和4年中における全国の犯罪率(人口千人当たりの認知件数)は第13表のとおり4.78で、前年に比べて0.29ポイント上昇した。

また、香川県は4.32で、前年に比べ0.42ポイント上昇し、都道府県別順位は17位であった。

犯罪率を都道府県別にみると、大阪府が7.82で最も高く、次いで兵庫県6.02、東京都5.69、埼玉県5.68、福岡県5.63、茨城県5.53、愛知県5.48の順であった。

全国平均を上回っている府県は、上記のほか、群馬県、千葉県、岐阜県、滋賀県である。

第13表 都道府県別 刑法犯 犯罪率

順位	府県名	犯罪率	順位	府県名	犯罪率	順位	府県名	犯罪率
1	大阪	7.82	17	香川	4.32	33	石川	3.42
2	兵庫	6.02	18	三重	4.28	34	新潟	3.40
3	東京	5.69	19	岡山	4.26	35	宮崎	3.38
4	埼玉	5.68	20	京都	4.21	36	長野	3.23
5	福岡	5.63	21	神奈川	3.97	37	鹿児島	3.18
6	茨城	5.53	22	奈良	3.93	38	徳島	3.10
7	愛知	5.48	22	高知	3.93	39	山口	2.87
8	群馬	5.23	24	静岡	3.90	40	熊本	2.83
9	千葉	5.19	25	富山	3.79	41	青森	2.78
10	岐阜	4.84	26	北海道	3.78	42	島根	2.75
11	滋賀	4.83	27	福島	3.75	43	山形	2.73
12	栃木	4.57	28	和歌山	3.68	44	大分	2.47
13	沖縄	4.56	29	鳥取	3.66	45	長崎	2.46
14	愛媛	4.45	30	山梨	3.54	46	岩手	2.20
15	宮城	4.36	31	佐賀	3.52	47	秋田	1.96
15	広島	4.36	32	福井	3.47	全国平均		4.78

注1 犯罪率は、人口1,000人当たりの認知件数である。

2 犯罪率の算出に用いた人口は、総務省住民基本台帳(R4.1.1現在 総数)による。

犯罪率の低い県をみると、秋田県が1.96で最も低く、次いで、岩手県が2.20、長崎県2.46、大分県2.47、山形県2.73の順となっている。

都道府県別で最も高い大阪府と最も低い秋田県では、4.0対1の格差がある。

四国では、愛媛県が4.45(全国14位)で最も高く、次いで香川県4.32(全国17位)、高知県3.93(全国22位)、徳島県3.10(全国38位)の順となっている。

(4) 警察署別の刑法犯発生(認知)状況

ア 刑法犯発生(認知)状況

令和4年中における警察署別の認知件数は第14表のとおりで、高松北署が1,210件(県下全体に占める割合は29.00%)で最も多く、次いで丸亀署686件(16.44%)、高松南署657件(15.74%)、坂出署383件(9.18%)、三豊署216件(5.18%)の順となっている。また、小豆署が57件(1.37%)で最も少なく、次いで琴平署93件(2.23%)、東かがわ署98件(2.35%)の順となっている。

第14表 警察署別 刑法犯 認知件数 対前年比較

署 別	認 知 件 数			犯 罪 率	
		増 減			増 減 (ポイント)
		件 数	%		
総 数	4,173	372	9.8	4.38	0.42
東 か が わ	98	8	8.9	3.40	0.33
さ ん ぬ き	149	41	38.0	3.23	0.93
高 松 東	228	26	12.9	3.59	0.44
小 豆	57	3	5.6	2.12	0.16
高 松 北	1,210	45	3.9	6.53	0.29
高 松 南	657	△ 41	△ 5.9	3.73	△ 0.24
坂 出	383	59	18.2	5.60	0.91
高 松 西	165	39	31.0	3.45	0.84
丸 亀	686	42	6.5	4.21	0.28
琴 平	93	16	20.8	3.56	0.67
三 豊	231	66	40.0	3.71	1.10
観 音 寺	216	68	45.9	3.75	1.21

注1 犯罪率は、人口1,000人当たりの認知件数である。

2 犯罪率の算出に用いた人口は、総務省住民基本台帳(R4.1.1現在 外国人住民を除く。)による。

3 警察署の管内人口は、令和4年1月1日現在の管轄区域とする。

認知件数は、高松南署(41件5.9%)は減少し、高松南署を除く全ての警察署で増加した。特に観音寺署(68件45.9%)、三豊署(66件40.0%)、さぬき署(41件38.0%)、高松西署(39件31.0%)において大幅に増加している。

イ 犯罪率からみた発生(認知)状況

令和4年中における警察署別の犯罪率(人口千人当たりの認知件数)は、第14表のとおりで高松北署が6.53で最も高く、次いで坂出署5.60の順となっている。県下の平均である4.38を上回っているのはこの2署である。

一方、小豆署が2.12で最も低く、次いで、さぬき署が3.23、東かがわ署が3.40となっている。

警察署別でみると、最も高い高松北署と最も低い小豆署では、3.1対1の格差がみられる。

前年に比べ、犯罪率は高松南署を除くすべての警察署において増加している。

(5) 市町別刑法犯発生(認知)状況

令和4年中における市町別の認知件数は、第15表のとおりである。

高松市が2,050件(県下全体に占める割合は49.1%)で最も多く、次いで丸亀市446件(10.7%)、坂出市257件(6.2%)、三豊市231件(5.5%)及び観音寺市217件(5.2%)の順となっており、市部が上位を占めている。

郡部では、宇多津町の122件(2.9%)が最も多く、次いで多度津町91件(2.2%)、綾川町82件(2.0%)の順となっている。

また、前年に比べ、市部では、善通寺市で減少し、郡部では、土庄町、直島町の2町で減少している。

一方、前年と比べ増加したのは、観音寺市(48.6%)、三豊市(40.9%)、琴平町(38.1%)、綾川町(34.4%)など7市7町であった。

なお、市部と郡部別にみると、市部が3,586件で全体の85.9%を占め、郡部は520件で12.5%を占めている。(県外・不明が67件で前年比較32件(91.4%)増加)

前年に比べ占める割合は市部では1.3ポイント下降し、郡部では0.6ポイント上昇している。

第15表 市町別 刑法犯 認知件数

市 町 別	認 知 件 数			市 町 別	認 知 件 数		
		増 減	%			増 減	%
香 川 県	4,173	372	9.8	郡 部	520	69	15.3
市 部	3,586	271	8.2	小 豆 郡	56	2	3.7
高 松 市	2,050	16	0.8	土 庄 町	22	△ 2	△ 8.3
丸 亀 市	446	33	8.0	小 豆 島 町	34	4	13.3
坂 出 市	257	52	25.4	木 田 郡	74	6	8.8
善 通 寺 市	139	△ 16	△ 10.3	三 木 町	74	6	8.8
観 音 寺 市	217	71	48.6	香 川 郡	1	△ 2	△ 66.7
さ ぬ き 市	148	40	37.0	直 島 町	1	△ 2	△ 66.7
東 か が わ 市	98	8	8.9	綾 歌 郡	204	22	12.1
三 豊 市	231	67	40.9	宇 多 津 町	122	1	0.8
				綾 川 町	82	21	34.4
				仲 多 度 郡	185	41	28.5
				琴 平 町	29	8	38.1
				多 度 津 町	91	22	31.9
				ま ん の う 町	65	11	20.4
				県 外 ・ 不 明	67	32	91.4

3 犯罪の被害

令和4年中に認知した刑法犯による生命・身体の被害及び財産犯による財物の被害は次のとおりである。

(1) 生命・身体の被害状況

刑法犯により死亡又は負傷した被害者は、第16表のとおりである。前年と比較して死者は4人で6人(60.0%)減少し、負傷者は181人で37人(17.0%)減少している。

死者数を罪種別にみると、殺人が2人、傷害致死が1人となっており、故意犯が占める割合は75.0%である。

第16表 死傷被害者数

罪種別	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者	死者	傷者
総数	2	196	3	265	9	239	10	218	4	181
殺人	1	5	2	5	2	3	3	2	2	3
強盗		1		2		6				2
放火		1					2			1
強制性交等		1		1		3		3		
傷害・同致死	1	184		249	1	221	1	205	1	166
恐喝										
強制わいせつ		1		2		1		2		1
過失致死							1			
過失傷害		2		2				4		6
業務上等過失致死傷				1	3	3	3	2	1	2
逮捕監禁				1		2				
その他		1	1	2	3					

(2) 財産の被害

令和4年中に認知した財産犯(強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領をいう。以下同じ。)の被害総額は約6億6千万円で、このうち現金の被害額は約5億2千万円(被害総額の78.3%)である。

第17表 財産犯の被害額

罪種別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数(千円)	621,812	484,097	481,207	488,081	668,950
うち現金	485,318	374,256	351,238	338,331	523,539
強盗	52	20,933	344	136	126
うち現金	51	19,970	128	136	125
恐喝	4,574	5,832	4,685	3,807	5,939
うち現金	4,574	5,828	3,776	1,970	3,625
窃盗	178,956	197,448	193,788	144,694	173,216
うち現金	79,878	103,341	91,962	89,901	54,750
詐欺	355,032	236,623	256,308	298,531	468,376
うち現金	320,961	225,757	236,333	216,393	447,439
横領	72,812	12,570	15,231	33,258	8,513
うち現金	72,728	11,734	11,016	24,796	8,041
占有離脱物横領	10,386	10,691	10,851	7,655	12,780
うち現金	7,126	7,626	8,023	5,135	9,559

(単位:千円)

罪種別の被害額は第17表のとおりで、詐欺が約4億6千837万円(被害総額の70.0%)と最も多く、次いで窃盗が約1億7千321万円(同25.9%)、占有離脱物横領が約1千278万円(同1.9%)、横領が約851万円(同1.3%)、恐喝が約593万円(同0.9%)、強盗が約12万円(同0.02%)の順となっている。前年に比べ、被害総額では約1億8千86万円増加している。

罪種別でみると、横領が約2千474万円(74.40%)、強盗が約1万円(7.35%)それぞれ減少しており、詐欺が約1億6千984万円(56.89%)、窃盗が約2千852万円(19.71%)、占有離脱物横領が約512万円(66.95%)、恐喝が約213万円(56.00%)増加している。また、罪種別の認知件数1件当たりの被害額をみると、横領212万円、詐欺178万円、恐喝53万円、窃盗38万円、占有離脱物横領6万円となっている。

4 検挙状況

(1) 概況

令和4年中の刑法犯の検挙状況は第18表のとおり、検挙件数 2,271件、検挙人員 1,435人で、前年に比べ検挙件数は 119件(5.0%)、検挙人員は 84人(5.5%)それぞれ減少している。

第18表 刑法犯 検挙状況 対前年比較

包括罪種別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令和 4年	令和 3年	増 減		令和 4年	令和 3年	増 減	
			件数	%			人数	%
総 数	2,271	2,390	△ 119	△ 5.0	1,435	1,519	△ 84	△ 5.5
凶 悪 犯	25	36	△ 11	△ 30.6	28	28		
粗 暴 犯	314	333	△ 19	△ 5.7	321	349	△ 28	△ 8.0
窃 盗 犯	1,252	1,320	△ 68	△ 5.2	683	707	△ 24	△ 3.4
知 能 犯	232	282	△ 50	△ 17.7	107	105	2	1.9
風 俗 犯	54	63	△ 9	△ 14.3	37	65	△ 28	△ 43.1
そ の 他	394	356	38	10.7	259	265	△ 6	△ 2.3

(2) 罪種別にみた検挙状況

ア 凶悪犯

重要犯罪の中心である凶悪犯の令和4年中の検挙状況は第19表のとおり、検挙件数 25件、検挙人員 28人で、前年に比べ検挙件数は 11件(30.6%)減少し、検挙人員は前年と同数であった。

第19表 凶悪犯 検挙状況 対前年比較

罪 種 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令和 4年	令和 3年	増 減		令和 4年	令和 3年	増 減	
			件数	%			人数	%
総 数	25	36	△ 11	△ 30.6	28	28		
殺 人	4	6	△ 2	△ 33.3	4	5	△ 1	△ 20.0
強 盗	5	3	2	66.7	7	4	3	75.0
放 火	7	10	△ 3	△ 30.0	5	6	△ 1	△ 16.7
強 制 性 交 等	9	17	△ 8	△ 47.1	12	13	△ 1	△ 7.7

罪種別にみると、件数は強盗が増加し、殺人、放火及び強制性交等は減少した。人員は強盗が増加し、殺人、放火及び強制性交等で減少した。

イ 粗暴犯

令和4年中の粗暴犯の検挙状況は第20表のとおり、検挙件数 314件、検挙人員 321人で、前年に比べ検挙件数は 19件(5.7%)、検挙人員は 28人(8.0%)それぞれ減少している。

罪種別にみると、件数、人員ともに脅迫が増加している。

第20表 粗暴犯 検挙状況 対前年比較

罪 種 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令和 4年	令和 3年	増 減		令和 4年	令和 3年	増 減	
			件数	%			人数	%
総 数	314	333	△ 19	△ 5.7	321	349	△ 28	△ 8.0
凶器準備集合								
暴 行	105	111	△ 6	△ 5.4	96	107	△ 11	△ 10.3
傷 害	153	173	△ 20	△ 11.6	176	196	△ 20	△ 10.2
脅 迫	45	36	9	25.0	39	32	7	21.9
恐 喝	11	13	△ 2	△ 15.4	10	14	△ 4	△ 28.6

ウ 窃盗犯

令和4年中の窃盗犯の検挙状況は第21表のとおり、検挙件数 1,252件、検挙人員 683人で、前年に比べ検挙件数は68件(5.2%)、検挙人員は24人(3.4%)それぞれ減少している。

侵入盗、乗り物盗、非侵入盗に大別してみると、件数は乗り物盗が増加し、人員は侵入盗及び乗り物盗が増加している。

第21表 窃盗犯 検挙状況 対前年比較

手 口 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 4 年	令 和 3 年	増 減		令 和 4 年	令 和 3 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	1,252	1,320	△ 68	△ 5.2	683	707	△ 24	△ 3.4
侵 入 盗	177	207	△ 30	△ 14.5	43	42	1	2.4
乗 り 物 盗	87	81	6	7.4	59	42	17	40.5
非 侵 入 盗	988	1,032	△ 44	△ 4.3	581	623	△ 42	△ 6.7

エ 知能犯

令和4年中の知能犯の検挙状況は第22表のとおり、検挙件数 232件、検挙人員 107人で、前年に比べ検挙件数は50件(17.7%)減少し、検挙人員は2人(1.9%)増加している。

罪種別にみると、件数は詐欺及び横領が減少、偽造が増加した。人員は、詐欺及び横領が減少し、偽造が増加している。

第22表 知能犯 検挙状況 対前年比較

罪 種 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 4 年	令 和 3 年	増 減		令 和 4 年	令 和 3 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	232	282	△ 50	△ 17.7	107	105	2	1.9
詐 欺	195	257	△ 62	△ 24.1	87	89	△ 2	△ 2.2
横 領	9	14	△ 5	△ 35.7	9	11	△ 2	△ 18.2
偽 造	28	11	17	154.5	11	5	6	120.0
汚 職								
あっせん利得処罰法								
背 任								

オ 風俗犯

令和4年中の風俗犯の検挙状況は第23表のとおり、検挙件数 54件、検挙人員 37人で、前年に比べ検挙件数は9件(14.3%)、検挙人員は28人(43.1%)それぞれ減少した。

罪種別にみると、賭博、わいせつともに件数、人員とも減少した。

第23表 風俗犯 検挙状況 対前年比較

罪 種 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 4 年	令 和 3 年	増 減		令 和 4 年	令 和 3 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	54	63	△ 9	△ 14.3	37	65	△ 28	△ 43.1
賭 博		4	△ 4	△ 100.0		16	△ 16	△ 100.0
わ い せ つ	54	59	△ 5	△ 8.5	37	49	△ 12	△ 24.5
強 制 わ い せ つ	25	28	△ 3	△ 10.7	21	27	△ 6	△ 22.2
公 然 わ い せ つ	24	18	6	33.3	12	15	△ 3	△ 20.0
わ い せ つ 物 頒 布 等	5	13	△ 8	△ 61.5	4	7	△ 3	△ 42.9

カ その他の刑法犯

令和4年中の「その他の刑法犯」の検挙状況は第24表のとおり、検挙件数 394件、検挙人員 259人で、前年に比べ検挙件数は38件(10.7%)増加し、検挙人員は6人(2.3%)減少している。

罪種別にみると、件数は占有離脱物横領及び略取誘拐・人身売買が減少し、人員は占有離脱物横領、逮捕監禁、略取誘拐・人身売買及び器物損壊等が減少した。

第24表 その他の刑法犯 検挙状況 対前年比較

罪 種 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 4 年	令 和 3 年	増 減		令 和 4 年	令 和 3 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	394	356	38	10.7	259	265	△ 6	△ 2.3
占 有 離 脱 物 横 領	133	137	△ 4	△ 2.9	113	121	△ 8	△ 6.6
公 務 執 行 妨 害	22	19	3	15.8	14	13	1	7.7
住 居 侵 入	61	51	10	19.6	22	22		
逮 捕 監 禁	2	2			3	4	△ 1	△ 25.0
略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買	2	4	△ 2	△ 50.0		6	△ 6	△ 100.0
盗 品 等	5	3	2	66.7	5	3	2	66.7
器 物 損 壊 等	95	87	8	9.2	39	42	△ 3	△ 7.1
そ の 他	74	53	21	39.6	63	54	9	16.7

(3) 年齢別にみた犯罪

ア 年齢層別犯罪者率

第25表 年齢層別 刑法犯 検挙人員・犯罪者率の推移

区 分		平成24年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	検挙人員	2,558	1,595	1,536	1,592	1,519	1,435
	犯罪者率	29.99	19.15	18.53	18.87	18.60	17.70
14 ～ 19 歳	検挙人員	555	190	176	124	107	124
	犯罪者率	100.32	34.79	32.87	23.99	20.87	24.27
20 ～ 29 歳	検挙人員	383	236	245	259	277	206
	犯罪者率	46.03	30.80	31.74	32.05	37.73	28.26
30 ～ 39 歳	検挙人員	331	193	241	227	223	176
	犯罪者率	26.76	19.31	24.89	22.91	23.85	19.40
40 ～ 49 歳	検挙人員	318	290	264	261	282	242
	犯罪者率	26.22	21.66	19.89	19.32	21.83	19.32
50 ～ 59 歳	検挙人員	259	199	162	231	197	191
	犯罪者率	21.48	17.84	14.51	19.92	17.00	16.07
60 歳 以 上	検挙人員	712	487	448	490	433	496
	犯罪者率	20.41	13.66	12.54	13.57	12.25	14.09
65 歳 以 上	検挙人員	525	413	388	400	354	415
	犯罪者率	19.96	13.93	13.05	13.24	11.90	14.00

注1 年齢は、犯行時の年齢による。 2 犯罪者率は、当該年齢層人口1万人当たりの検挙人員である。

3 犯罪率の算出に用いた人口は、総務省住民基本台帳(各年10月1日現在)による。

※令和2年については、国勢調査が行われたため不詳保管値を使用した。

令和4年中の刑法犯検挙人員 1,435人を犯行時の年齢によって分類し、各年齢層別の犯罪者率(当該年齢層人口1万人当たりの検挙人員をいう。以下同じ。)で表したのが第25表である。

令和4年の各年齢層を通しての犯罪者率の平均は 17.70で、年齢層では20歳代が 28.26で平均の 1.5倍以上の高率を示して最も高く、その占める割合も 14.4%となっている。また、令和4年の各年代別の「犯罪者率」を平成24年と比較すると、全体的に減少しているが、令和3年と比較すると、19歳以下と65歳以上の率は増加している。

イ 年齢と犯罪態様

令和4年中の刑法犯検挙人員について、各年齢層別にその犯した犯罪を包括罪種別に分類してみると第26表のとおりであり、窃盗犯について分類したものが第27表である。

第26表 年齢層別 刑法犯 検挙人員の包括罪種別構成比

年齢層別	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
総数	100.0	1.95	22.37	47.60	7.46	2.58	18.05
14～19歳	100.0	1.61	33.06	41.94	4.03	4.84	14.52
20～29歳	100.0	1.94	25.24	33.01	13.59	4.37	21.84
30～39歳	100.0	3.41	33.52	30.68	14.20	2.84	15.34
40～49歳	100.0	2.89	25.21	41.32	7.44	2.89	20.25
50～59歳	100.0	3.14	26.70	40.84	7.33	2.62	19.37
60～64歳	100.0	2.47	16.05	49.38	2.47	2.47	27.16
65歳以上	100.0	0.24	10.60	70.12	3.61	0.72	14.70

これによると、どの年代も罪種の散らばりが広く、犯罪が多様であることを示している。また、若年者層及び高齢者層ほど窃盗犯への偏りが大きい。手口別にみると、侵入盗は20歳代、乗り物盗は14歳から19歳、非侵入盗は65歳で割合が高くなっている。特に万引きは、50歳代と65歳以上の割合が高くなっている。

第27表 年齢層別 窃盗犯 検挙人員の主要手口別構成比

年齢別	総数	侵入盗		乗り物盗			非侵入盗	
		うち) 空き巣	うち) オートバイ盗	うち) 自転車盗	うち) 万引き			
総数	100.0	6.32	1.76	8.68	0.59	7.35	85.00	54.41
14～19歳	100.0	7.69	1.92	30.77	7.69	23.08	61.54	36.54
20～29歳	100.0	16.18	2.94	16.18		14.71	67.65	22.06
30～39歳	100.0	14.81	1.85	7.41		5.56	77.78	37.04
40～49歳	100.0	8.16	3.06	11.22		10.20	80.61	51.02
50～59歳	100.0	5.13	1.28	5.13		5.13	89.74	64.10
60～64歳	100.0	2.56		10.26		10.26	87.18	53.85
65歳以上	100.0	2.41	1.37	3.09		2.41	94.50	67.01

(4) 女性の犯罪

令和4年中の刑法犯検挙人員 1,435人のうち女性は第28表のとおり 325人で、前年に比べ 39人(10.70%)減少し、刑法犯検挙人員に占める割合は 22.65%で 1.31ポイント下降している。

第28表 刑法犯 検挙人員(女性)の推移

区 分	平成 24 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
検 挙 人 員	670	378	344	376	364	325
犯 罪 者 率	14.94	7.37	6.75	7.43	7.24	6.53
全 検 挙 人 員 に 占 め る 女 性 の 率 (%)	26.19	23.70	22.40	23.62	23.96	22.65
刑 法 犯 に 占 め る 窃 盗 犯 の 率 (%)	80.15	76.98	66.28	67.02	64.01	63.08

注 1 犯罪率の算出に用いた人口は、総務省住民基本台帳 (R4.1.1現在 外国人住民を除く。)による。

第29表 刑法犯 検挙人員の包括罪種別 性別 構成比

区 分	総 数	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗 犯	知 能 犯	風 俗 犯	そ の 他
総 数	100.0	1.95	22.37	47.60	7.46	2.58	18.05
男 性	100.0	2.34	25.50	43.06	7.48	3.24	18.38
女 性	100.0	0.62	11.69	63.08	7.38	0.31	16.92
成 人	100.0	0.64	10.86	63.90	7.35	0.32	16.93
少 年	100.0		33.33	41.67	8.33		16.67

女性の刑法犯検挙人員を包括罪種別に分類すると、第29表のとおり、窃盗犯が 63.08%(男性の場合は、43.06%)と大部分を占めている。

第2 特別法犯

1 検挙状況の概況

令和4年中における特別法犯の検挙状況は第30表のとおり、検挙件数 697件、検挙人員 513人(うち少年 42人)で、前年に比べ検挙件数は 75件(12.1%)増加し、検挙人員は 7人(1.3%)減少している。

主な違反法令別にみると、次のとおりである。

検挙件数では廃棄物処理法 128件で最も多く、次いで、迷惑防止条例 89件、銃刀法 80件、軽犯罪法 72件、大麻取締法 64件の順となっている。

前年に比べ、軽犯罪法 24件(50.0%)、銃刀法 15件(23.1%)、商標法 9件(64.3%)等の違反が増加し、廃棄物処理法 23件(15.2%)、迷惑防止条例 8件(8.2%)、大麻取締法 6件(8.6%)等の違反が減少している。

また、同じく検挙人員では、軽犯罪法 24人(51.1%)、銃刀法 13人(24.5%)等の違反が増加し、廃棄物処理法 33人(20.0%)、大麻取締法 15人(22.4%)、迷惑防止条例 10人(18.5%)等の違反が減少している。

【検挙事例】

参議院議員通常選挙における公職選挙法違反(投票偽造)事件(捜査第二課・観音寺署)
 ぱちんこ台の不正改造による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法違反事件
 (生活環境課・高松南署・坂出署)
 介護士によるフリーマーケットサイトを利用した商標法違反事件(生活環境課・琴平署)
 ベトナム人技能実習生による合成麻薬MDMA密輸事件(捜査第二課・高松北署)

第30表 特別法犯 検挙件数・検挙人員 対前年比較

法令別	検挙件数		検挙人員			うち) 少年			
	増減	%	増減	%		増減	%		
総数	697	75	12.1	513	△7	△1.3	42	△14	△25.0
公職選挙法	2	2		3	3				
入管法	7	4	133.3	3	△1	△25.0			
軽犯罪法	72	24	50.0	71	24	51.1	14	4	40.0
迷惑防止条例	89	△8	△8.2	44	△10	△18.5	6		
風営適正化法	1			3	2	200.0			
売春防止法		△1	△100.0		△1	△100.0		△1	△100.0
児童福祉法	1			1					
青少年保護育成条例	19	3	18.8	10			1	△5	△83.3
児童買春・児童ポルノ法	43	6	16.2	20			5	△10	△66.7
貸金業法	1	1		1	1				
銃刀法	80	15	23.1	66	13	24.5		△1	△100.0
麻薬等取締法	1	△1	△50.0	3	1	50.0	2	2	
大麻取締法	64	△6	△8.6	52	△15	△22.4	12	2	20.0
覚醒剤取締法	46			31	△5	△13.9			
毒劇物法		△1	△100.0		△1	△100.0			
廃棄物処理法	128	△23	△15.2	132	△33	△20.0	1	△3	△75.0
商標法	23	9	64.3	3					
その他	120	51	73.9	70	15	27.3	1	△2	△66.7

2 事件別検挙状況

特別法犯について、風俗営業、売春、銃砲刀剣類、薬物等に係る事犯の検挙状況をみると、その概況は次のとおりである。

(1) 風俗営業関係事犯

令和4年中における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という。)の違反及び風営適正化法に規定する営業に係る法令違反の検挙は、検挙件数 1件、検挙人員 3人である。前年に比べ検挙件数は、前年と同数、検挙人員は 1人(50.0%)増加している。

検挙件数を違反法令別にみると第31表のとおり、風営適正化法 1件となっている。

第31表 風俗営業等関係事犯 違反法令別 検挙件数

法令別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総数	14	15	8	1	1
風営適正化法	14	11	7	1	1
労働基準法					
売春防止法		3			
児童福祉法					
職業安定法		1			
その他					

次に、風営適正化法違反 1件について、営業の業態及び違反の態様を見ると第32表のとおり、業態別では風俗営業 1件となっている。

第32表 風営適正化法 違反態様別 検挙件数

区 分	総 数	無 許 可 業	名 義 貸 し	客 引 き	年 少 者 用	18歳未満客立 ちらせ行為	20歳未満 酒類等提供	営業禁止 区域内営業	そ の 他
総 数	1								1
風 俗 営 業	1								1
特定遊興飲食店営業									
性風俗特殊営業									
飲 食 店 営 業									
そ の 他									

(2) 売春関係事犯

令和4年中における売春関係事犯の検挙状況は、検挙件数、検挙人員ともに計上がなかった。
検挙件数を違反態様別にみると第33表のとおり、計上なしである。

第33表 売春関係事犯 検挙件数

法 令 別	平成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年	令 和 4 年
総 数	1	4	2	1	
売 春 防 止 法	1	3	1	1	
勸 誘 等	1		1	1	
周 旋 等		1			
脅迫、暴行による売春					
売 春 契 約		1			
場 所 提 供		1			
場 所 提 供 業					
刑 法			1		
職 業 安 定 法		1			
児童買春・児童ポルノ法					

また、売春勧誘事犯を除くいわゆる売春助長事犯の検挙人員は、第34表のとおり計上なしである。

第34表 売春助長事犯 被疑者職業別 検挙人員

区 分	平成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年	令 和 4 年
総 数					
風 俗 営 業					
性 風 俗 特 殊 営 業					
飲 食 店 営 業					
そ の 他					

(3) 銃砲刀剣類事犯

令和4年中における銃砲刀剣類所持等取締法(以下「銃刀法」という。)に係る違反の検挙状況は、検挙件数は80件、検挙人員は66人で、前年に比べ件数は15件(23.1%)、人員は13人(24.5%)それぞれ増加した。

対象物件別に検挙件数をみると第35表のとおり、その他の刃物が65件で最も多く全体の81.3%を占めており、以下サバイバルナイフ5件(6.3%)、銃砲4件(5.0%)、となっている。

第35表 銃刀法 違反对象物件別 検挙件数

対 象 物 別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総 数	55	55	80	65	80
銃 砲	7	9	7	7	4
拳銃	2	4	4	1	
ライフル銃					
散弾銃	2	5	2	4	4
空気銃	2		1	2	
その他	1				
拳銃実包	1	1	1		
拳銃部品		1			
刀 剣 類	1	1	1	2	3
刀	1		1	1	1
剣・その他		1		1	2
スポーツナイフ			1		
サバイバルナイフ	2	1	1	4	5
その他の刃物	41	38	69	46	65
模造拳銃	1	1			
模造刀剣類	2	3		6	3
違反对象物件なし					

次に、押収した銃砲刀剣類等の数をみると、第36表のとおり、散弾銃2丁、刀剣類3本、サバイバルナイフ9本、その他の刃物121本を押収している。

第36表 銃刀法 違反対象物件別 押収状況

対 象 物 別	平成 30 年	令 和 元 年	令 和 2 年	令 和 3 年	令 和 4 年
総 数	66	114	147	67	137
銃	6	2		2	2
拳銃					
ライフル銃					
散弾銃	3	2			2
空気銃	2			1	
その他	1			1	
拳銃実包	7	61	49	1	
拳銃部品		3			
刀 剣 類	2		6	2	3
刀	2		6	1	1
剣・その他				1	2
スポーツナイフ			1		
サバイバルナイフ	4	1		4	9
その他の刃物	43	43	91	50	121
模造拳銃	3	1			
模造刀剣類	1	3		8	2

注 拳銃については、統計原票で計上しない。

(4) 薬物事犯

令和4年中における薬物事犯の検挙状況は第37表のとおりで、大麻取締法違反が検挙件数 64件、検挙人員 52人、覚醒剤取締法違反が検挙件数 46件、検挙人員 31人、麻薬等特例法違反が検挙件数 5件、検挙人員 4人、麻薬等取締法違反が検挙件数 1件、検挙人員 3人となっている。

検挙件数を違反法令別に前年と比べると、大麻取締法違反は 6件(8.6%)、麻薬等取締法違反は 1件(50.0%)それぞれ減少し、覚醒剤取締法違反は前年と同数、麻薬等特例法違反は 3件(150.0%)増加した。

第37表 薬物事犯 検挙件数及び検挙人員

区 分		平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
総 数	件 数	107	96	126	120	116
	人 員	74	64	99	107	90
麻 薬 等 取 締 法	件 数	2	6	1	2	1
	人 員		3	1	2	3
あ へ ん 法	件 数					
	人 員					
大 麻 取 締 法	件 数	26	29	54	70	64
	人 員	20	19	47	67	52
覚 醒 剤 取 締 法	件 数	78	56	65	46	46
	人 員	54	40	45	36	31
麻 薬 等 特 例 法	件 数	1	5	6	2	5
	人 員		2	6	2	4

検挙人員を前年と比較してみると、大麻取締法違反は 15人(22.4%)、覚醒剤取締法違反は 5人(13.9%)それぞれ減少し、麻薬等特例法違反は 2人(100.0%)、麻薬取締法違反は 1人(50.0%)それぞれ増加している。

また、令和4年中に押収した薬物の数量は、第38表のとおりで、乾燥大麻は 26g(12.2%)、覚醒剤は 7g(140.0%)、大麻草は 3本(前年計上なし)それぞれ増加し、LSDは前年と同数、MDMAは 2,462錠(100.0%)、大麻食品は 19g(100.0%)、電子たばこ用大麻濃縮物は 2g(66.7%)、大麻たばこ 4g(100.0%)それぞれ減少している。

第38表 薬物押収状況

区 分		平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
L S D	(錠)		137		1	1
コ カ イ ン	(g)		191			
合 成 麻 薬	(g)					
M D M A	(錠)		38,383		2,462	
大 麻 樹 脂	(g)		2	2		
大 麻 た ば こ	(g)				4	
乾 燥 大 麻	(g)	247	59	544	213	239
大 麻 草	(g)					
	(本)	49	32	95		3
大 麻 液	(cc)		157	2		
電子たばこ用大麻濃縮物	(g)				3	1
その他の大麻濃縮物	(g)					
大 麻 食 品	(g)	37	8	17	5	12
	(cc)					
	(錠)	192	1			
あ へ ん	(本)					

第3 少年犯罪

1 犯罪少年

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯

令和4年中に重要犯罪・重要窃盗犯で検挙された犯罪少年は、第39表のとおりである。

第39表 重要犯罪・重要窃盗犯 犯罪少年 検挙人員 対前年比較

区 分	令 和 4 年	令 和 3 年	増 人 数	減
				%
重 要 犯 罪	7	4	3	75.0
殺 人				
強 盗				
放 火	1		1	
強 制 性 交 等	1	1		
略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買				
強 制 わ い せ つ	5	3	2	66.7
重 要 窃 盗 犯	4	3	1	33.3
侵 入 盗	4	3	1	33.3
住 宅 対 象	2	1	1	100.0
そ の 他	2	2		
自 動 車 盗				
ひ っ た く り				
す り				

重要犯罪は7人で、前年に比べ3人(75.0%)増加しており、重要犯罪の検挙人員全体に占める少年の割合は14.3%を占めている。

罪種別にみると、放火が1人、強制性交等が1人、強制わいせつが5人となっている。

重要窃盗犯は4人で、前年に比べ1人(33.3%)増加しており、重要窃盗犯の検挙人員全体に占める少年の割合は7.8%を占めている。

手口別にみると、侵入盗が4人(住宅対象の手口2人、住宅対象以外の2人)となっている。

(2) 全刑法犯

令和4年中に刑法犯で検挙された犯罪少年は、第40表のとおり120人で、前年に比べ18人(17.6%)増加している。

包括罪種別にみると、窃盗犯が50人(犯罪少年全体の41.7%)で最も多く、次いで粗暴犯40人(33.3%)、風俗犯6人(5.0%)、知能犯4人(3.3%)の順となっている。なお、「その他の刑法犯」に分類される罪種で18人(15.0%)が検挙されているが、そのうち4人(3.3%)が住居侵入である。

前年に比べ、凶悪犯1人(100.0%)、粗暴犯が9人(29.0%)、窃盗犯が3人(6.4%)及び風俗犯1人(20.0%)がそれぞれ増加し、知能犯2人(33.3%)が減少している。

第40表 刑法犯 犯罪少年 包括罪種別 検挙人員 対前年比較

包括罪種別	令和4年	令和3年	増減	
			増	減 %
総数	120	102	18	17.6
凶悪犯	2	1	1	100.0
粗暴犯	40	31	9	29.0
窃盗犯	50	47	3	6.4
知能犯	4	6	△2	△33.3
風俗犯	6	5	1	20.0
その他の刑法犯	18	12	6	50.0

(3) 年齢別

令和4年中の刑法犯検挙人員のうち、犯罪少年を非行時の年齢別にみると、第41表のとおりで、17歳が33人で全体の27.5%を占めており、次いで16歳が19人(15.8%)、18歳18人(15.0%)、19歳18人(15.0%)、14歳17人(14.2%)の順となっている。

前年に比べ、17歳17人(1016.3%)、19歳6人(50.0%)がそれぞれ増加し、18歳は前年と同数で、14歳2人(10.5%)、15歳2人(11.8%)、16歳1人(5.0%)がそれぞれ減少している。

第41表 刑法犯 犯罪少年 犯行時の年齢別 検挙人員 対前年比較

年齢別	令和4年	令和3年	増減	
			増	減 %
総数	120	102	18	17.6
14歳	17	19	△2	△10.5
15歳	15	17	△2	△11.8
16歳	19	20	△1	△5.0
17歳	33	16	17	106.3
18歳	18	18		
19歳	18	12	6	50.0

次に年齢別検挙人員を当該年齢人口千人当たりの人口比で見たものが第42表である。

第42表 刑法犯 犯罪少年 非行時の年齢別 検挙人員 人口比

年齢別	検挙人員	人口	人口比
総数	120	51,089	2.35
14歳	17	8,275	2.05
15歳	15	8,390	1.79
16歳	19	8,217	2.31
17歳	33	8,569	3.85
18歳	18	8,902	2.02
19歳	18	8,736	2.06

注1 人口比は、人口1,000人当たりの検挙人員である。

注2 年齢別人口は、令和4年10月1日現在の推計人口である。

年齢別にみると、17歳が3.85で最も高く、次いで16歳(2.31)、19歳(2.06)、14歳(2.05)、18歳(2.02)、15歳(1.79)の順となっており、最も高い17歳と最も低い15歳では約2.2対1の格差がみられる。

2 触法少年

令和4年中に刑法犯を犯して補導された触法少年は第43表のとおり61人で、前年に比べ26人増加した。

包括罪種別にみると、窃盗犯が25人(触法少年全体の41.0%)で最も多く、次いで粗暴犯13人(21.3%)、知能犯4人(6.6%)となっており、「その他の刑法犯」に分類される罪種で16人(26.2%)補導されているが、そのうち10人(16.4%)が器物損壊等である。

前年に比べ、すべての罪種で増加しているが、特に粗暴犯が9人(225.0%)増加した。

第43表 刑法犯 触法少年 包括罪種別 検挙人員 対前年比較

包括罪種別	令和4年	令和3年	増	減
				%
総数	61	35	26	74.3
凶悪犯	1		1	
粗暴犯	13	4	9	225.0
窃盗犯	25	21	4	19.0
知能犯	4		4	
風俗犯	2	2		
その他の刑法犯	16	8	8	100.0

第4 暴力団犯罪

令和4年中における暴力団犯罪の検挙状況は、第44表のとおり、検挙件数は148件、検挙人員は89人で、前年に比べ検挙件数は25件(20.3%)増加し、検挙人員は14人(13.6%)減少している。

刑法犯と特別法犯に分けてみると、刑法犯は検挙件数101件、検挙人員64人で、検挙件数は21件(26.3%)増加、検挙人員は4人(5.9%)減少し、特別法犯は検挙件数47件、検挙人員25人で、検挙件数は4件(9.3%)増加し、検挙人員は10人(28.6%)減少している。

第44表 暴力団等犯罪 検挙件数・検挙人員 対前年比較

区分		令和4年	令和3年	増	減
					%
総数	件数	148	123	25	20.3
	人員	89	103	△14	△13.6
刑法犯	件数	101	80	21	26.3
	人員	64	68	△4	△5.9
特別法犯	件数	47	43	4	9.3
	人員	25	35	△10	△28.6

検挙人員を罪種(法令)別にみると、第45表のとおりである。

傷害が26人(暴力団犯罪検挙人員全体の29.2%)で最も多く、次いで覚醒剤取締法が19人(21.3%)、詐欺が9人(10.1%)、脅迫が5人(5.6%)、恐喝が5人(5.6%)、暴行が4人(4.5%)、窃盗が4人(4.5%)の順となっている。

【検挙事例】

六代目山口組傘下組織幹部組員らによる恐喝、恐喝未遂事件(捜査第二課・丸亀署)

第45表 暴力団等犯罪 罪種別 検挙人員 対前年比較

区 分	令 和 4 年	令 和 3 年	増 減	
				%
総 数	89	103	△ 14	△ 13.6
刑 法 犯	64	68	△ 4	△ 5.9
殺 人				
強 盗	1	2	△ 1	△ 50.0
放 火				
強 制 性 交 等		1	△ 1	△ 100.0
暴 行	4	9	△ 5	△ 55.6
傷 害	26	20	6	30.0
脅 迫	5	3	2	66.7
恐 喝	5	4	1	25.0
窃 盗	4	7	△ 3	△ 42.9
詐 欺	9	5	4	80.0
偽 造				
賭 博				
公 務 執 行 妨 害	1	2	△ 1	△ 50.0
住 居 侵 入	1	1		
器 物 損 壊 等	3	2	1	50.0
そ の 他 の 刑 法 犯	5	12	△ 7	△ 58.3
特 別 法 犯	25	35	△ 10	△ 28.6
政 治 資 金 規 制 法				
軽 犯 罪 法	1		1	
迷 惑 防 止 条 例				
児 童 福 祉 法				
青 少 年 保 護 育 成 条 例		1	△ 1	△ 100.0
出 資 法				
貸 金 業 法				
銃 刀 法		1	△ 1	△ 100.0
麻 薬 等 取 締 法		1	△ 1	△ 100.0
大 麻 取 締 法	3	8	△ 5	△ 62.5
覚 醒 剤 取 締 法	19	18	1	5.6
廃 棄 物 処 理 法	1		1	
そ の 他	1	6	△ 5	△ 83.3

第5 来日外国人犯罪

令和4年中における外国人犯罪のうち、来日外国人(我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者すなわち永住権を有する者等や、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。)による犯罪の検挙状況は、第46表のとおり、検挙件数 62件、検挙人員 32人で、検挙件数は 9件(17.0%)増加し、検挙人員は 9人(22.0%)減少した。

第46表 来日外国人犯罪 罪種・法令別 検挙状況

区 分	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 4 年	令 和 3 年	増 減		令 和 4 年	令 和 3 年	増 減	
			件 数	%			件 数	%
総 数	62	53	9	17.0	32	41	△ 9	△ 22.0
刑 法 犯	38	42	△ 4	△ 9.5	23	32	△ 9	△ 28.1
殺 人	1		1		1		1	
強 盗		1	△ 1	△ 100.0	1	3	△ 2	△ 66.7
暴 行	2	5	△ 3	△ 60.0	1	4	△ 3	△ 75.0
傷 害								
恐 喝								
窃 盗	16	23	△ 7	△ 30.4	7	16	△ 9	△ 56.3
詐 欺	3	7	△ 4	△ 57.1	7	4	3	75.0
横 領								
占 有 離 脱 物 横 領	2	2			2	2		
そ の 他 の 刑 法 犯	14	4	10	250.0	4	3	1	33.3
特 別 法 犯	24	11	13	118.2	9	9		
入 管 法	7	3	4	133.3	3	4	△ 1	△ 25.0
酩 酊 者 規 制 法								
風 営 適 正 化 法		1	△ 1	△ 100.0				
犯 罪 収 益 移 転 防 止 法		1	△ 1	△ 100.0		1	△ 1	△ 100.0
銃 刀 法	2		2		1		1	
大 麻 取 締 法								
覚 醒 剤 取 締 法								
医 薬 品 医 療 機 器 等 法	1		1		1		1	
麻 薬 等 特 例 法		1	△ 1	△ 100.0		1	△ 1	△ 100.0
そ の 他 の 特 別 法 犯	14	5	9	180.0	4	3	1	33.3

過去10年間ににおける来日外国人による犯罪の検挙状況は第47表のとおりで、平成25年から増加し続けていたが、平成29年から減少傾向となっていたところ、令和4年は再び増加した。

第47表 来日外国人犯罪 年次別 検挙状況

区 分	総 数		刑 法 犯		特 別 法 犯	
	件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員
平 成 25 年	64	37	51	25	13	12
平 成 26 年	68	45	62	40	6	5
平 成 27 年	70	28	57	20	13	8
平 成 28 年	94	44	73	23	21	21
平 成 29 年	71	33	57	27	14	6
平 成 30 年	78	39	59	25	19	14
令 和 元 年	66	42	30	27	36	15
令 和 2 年	63	41	45	29	18	12
令 和 3 年	53	41	42	32	11	9
令 和 4 年	62	32	38	23	24	9